

相続人等が遺言書の内容の証明書を取得する（証明書の請求）

遺言書情報証明書とは

相続人等は、遺言書情報証明書の交付の請求をし、遺言書保管所に保管されている遺言書の内容の証明書を取得することができます（遺言者が亡くなっている場合に限られます。）。

遺言書情報証明書の交付の請求の流れ

1

交付の請求をする遺言書保管所を決める



交付の請求ができる遺言書保管所

全国のどの遺言書保管所でも、交付の請求をすることができます。



交付の請求ができる者

- ・相続人
- ・受遺者等
- ・遺言執行者等

上記の親権者や成年後見人等の法定代理人

2

請求書を作成する

請求書の様式は、[こちら](#)からダウンロードできます。



添付書類

法定相続情報一覧図の写しを活用ください！

法定相続情報一覧図の写しを持っていますか？

いいえ

添付書類

- ㊦ ㊧ ㊨

はい

同一覧図の写しに住所の記載はありますか？

いいえ

添付書類

- ㊩ ㊪

はい

添付書類

- ㊫

添付書類

- ㊦ 法定相続情報一覧図の写し(住所の記載があるもの)
- ㊧ 法定相続情報一覧図の写し(住所の記載がないもの)
- ㊨ 遺言者の出生時から死亡時までの全ての戸籍(除籍)謄本
- ㊩ 相続人全員の戸籍謄本
- ㊪ 相続人全員の住民票の写し(作成後3か月以内)

受遺者、遺言執行者等が請求する場合 請求人の住民票の写し
請求人が法人である場合 法人の代表者事項証明書(作成後3か月以内)

法定代理人が請求する場合 戸籍謄本(親権者や登記事項証明書(後見人等))(作成後3か月以内)

※遺言書を保管している旨の通知を受けた方が請求する場合等は、㊦から㊪までの書類の添付は不要です。

3

交付の請求の予約をする

法務局手続案内予約サービス専用HP (<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>) からご予約いただけます。

4

交付の請求をする

遺言書情報証明書の手数料は、1通につき1,400円です(必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。)。送付の方法による交付の請求の場合は、ご自身の住所を記載した返信用封筒と、切手を同封してください。

5

証明書を受け取る

- ・遺言書情報証明書は、登記や各種手続に利用することができます。
- ・家庭裁判所の検認は不要です。

窓口請求の場合

運転免許証等により本人確認とした後、遺言書情報証明書をお渡します。

送付請求の場合

請求人の住所に宛てて遺言書情報証明書を送付します。

その他の相続人等への通知

相続人等が証明書の交付を受けると、遺言書保管官はその方以外の相続人等に対して遺言書を保管している旨を通知します。

↓ 交付される証明書のイメージ画像

遺言書

1 私は、私の所有する別荘1の不動産を、長男遺言一部(昭和〇年〇月〇日)

遺言書情報証明書

遺言者	住所
氏名	遺言 太郎
出生の年月日	昭和〇年〇月〇日
住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
本籍又は別居(別又は他籍)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

1/3

照会番号 A000001 1/4